

半田市と学校法人日本福祉大学との連携に関する包括協定書

半田市（以下「甲」という。）と学校法人日本福祉大学（以下「乙」という。）は、乙の半田キャンパス開設（平成7年度）以降、地域における多様な学びの創造・提供による教育活動の展開と教育力の向上、防災など地域の安全・安心に係る実践等、様々な連携・協力の取組を積み重ね、まちづくりと大学づくりに互いに貢献しあってきた。半田キャンパス開設20周年を迎えるにあたり、これまでの実績をふまえ、地域の伝統・文化を礎に、さらに相互の発展に資するため、次のとおり包括協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙とが包括的な連携、協力のもと、地域の諸課題の解決と豊かな地域社会の形成、未来の地域を支える人材育成に寄与することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 前条の目的を達成するために、次の事項について連携、協力し、各事業を進める。

- (1) まちづくりに係る現状分析や課題検討に関すること。
- (2) まちづくりに係る政策立案に関すること。
- (3) まちづくりの担い手育成に関すること。
- (4) 地域における知の拠点としての大学づくりに関すること。
- (5) その他、相互の連携と協力が必要と認める事項に関すること。

（期間）

第3条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了2か月前までに、いずれからも改廃の申し出がない場合は、有効期間満了の日の翌日から更に1年間有効とする。

（その他）

第4条 この協定に定める事項について疑義が生じた場合、又は本協定に定めのない事項について必要がある場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲及び乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年1月16日

半田市長

榊原純夫



学校法人日本福祉大学

理事長 丸山 悟

